

1 はじめに

平成30年7月、適格消費者団体である京都消費者契約ネットワーク（KCCN）は、一般社団法人京都高齢者支援協会（以下「被告」）に対し、被告の使用する入会金徴収条項及び不返還条項が、消費者契約法10条に違反して無効であるとして、これら条項の使用差止等を求める訴訟を、京都地方裁判所に提起した。

令和元年12月26日、訴訟上の和解が成立したので紹介する。

2 請求の概要

(1) 被告の事業

介護保険施設等が、入所を希望する者に対して身元保証人等を求めることがある。身寄りのない高齢者等の場合、身元保証を行っている事業者に身元保証を求めざるを得ない現実がある。被告は、そのような高齢者に対し、身元保証支援をはじめ、金銭管理支援や死後事務支援等を行うこととなっている。

(2) 差止対象となった約款について

当初、当団体が差止請求をした時の被告の約款では、消費者は被告に対し、入会金として72万円を入会時に支払う必要があり、これは解約の理由にかかわらず、返還されなかった。この72万円については、「入会金」であるという以上の説明はなかった。

1回目の差止請求を受けて被告は、入会金の徴収及び返還に関する条項を改めた（これが、本訴訟の差止対象となっている約款である）。具体的には、入会金50万円（入会金の額が72万円から50万円に変わっているのは、当団体の差止請求とは無関係の変更である）を4つの費目に振り分け、解約しても返さないもの、具体的なサービスを提供していなければ返すもの、解約の時期に応じた精算をするもの、というように返還の規定がおかれた。

これを受け当団体は、この入会金は当初、何の内訳も示されていなかったものであり、後に示された内訳は差止請求を契機とする後付けであって、旧約款とその内容に変わりはなく、以前と同様に内実のないままであるので、信義則に反し消費者の利益を一方的に害する条項で無効であり、消費者契約法10条に違反すると主張した。なお、請求原因に関する詳細は本誌No.488号の拙稿を参照されたい。

3 訴訟上の和解の成立

被告は、法10条違反性について主張上争っていたものの、訴訟を遂行するなかで、入会金という名目での金銭徴収をやめ、徴収する金銭の対価が何か明示するとともに、解約の場合の返金ルールについても見直しをした。

本訴訟の目的は、何の対価も分からない金銭を入会時に一括して徴収することを止めさせることであった。上記被告の対応によって一定の成果を得たものと考え、大要、差止請求の対象となった条項について、将来にわたって使用しない旨の和解が成立した。

4 今後に向けて

(1) 消費者委員会の建議について

内閣府消費者委員会「身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての建議」（2017年1月31日）の建議事項2では、「病院・介護保険施設の入院・入所に際し、身元保証人等がいなかったことが入院・入所を拒否する正当な理由には該当しないことを、病院・介護保険施設及びそれらに対する監督・指導権限を有する都道府県等に周知し、病院・介護保険施設が身元保証人等のいないことのみを理由に、入院・入所等を拒む等の取扱いを行うことのないよう措置を講ずること。」とされている。

(2) 日本の実情

しかし、身元保証人を求める病院等は現に存在し、身寄りがなく、身元保証事業者を利用するほかない者もいる。通常、事業者の用意する約款に対し、消費者が変更を求め事業者がそれに応じるということは考え難い。これに加え、病院等に入院・入所しようという切迫した状況では、身元保証契約の内容を十分に吟味したり他の業者と比較したりするなど、合理的な経済行動が期待し難い側面がある。さらに、身元保証サービス契約の複雑さも相まって、約款に消費者にとって著しく不利な条項が介在するおそれが大い。

(3) 最後に

ア 国に対して

上記建議のとおり、身元保証人がないことを理由に入院・入所を拒んではいけないことが、制度的に担保されることが必要と考える。

イ 事業者に対して

対価が不明な金銭を徴収する条項を使用している場合は、約款を直ちに見直して、徴収する金銭がどのような役務の対価であるか、消費者が理解できるように努めるべきである。

団体
訴権への展開

身元保証事業者の入会金不返還条項の 無効を主張した訴訟

NPO法人 京都消費者契約ネットワーク（KCCN） 弁護士 森貞涼介